

(別紙) 機能要件一覧表 (共通機能要件)

機能	項目	要件
管理・統計機能	手続案内メンテナンス機能	運用に応じ職員がライフイベント毎の申請手続用のメニュー入口を追加・削除できること。
		手続案内等に関する情報をオンライン画面から登録・変更・削除できること。 また、登録した手続案内を職員自身で適用でき、特別な知識を有さずとも職員で容易にメンテナンスが行えること。
		手続案内等に関する情報はMS EXCEL等のOAツールで直感的にメンテナンスが可能であること。
		手続案内の質問項目は「①庁内向け窓口支援機能」、「②QRコードを利用した事前電子申請機能」、「③完全電子申請機能」をそれぞれ作成することも、共通で作成することもできること。
		手続案内の登録の際には、どの窓口で利用するか指定できること。
		手続案内の登録の際には、本番環境反映前に動作確認ができること。 本番環境へ反映する日を指定できること。
		「はい」、「いいえ」を選択した際に次の質問に遷移するか、「はい」、「いいえ」を選択したのちに明示的に「次へ」ボタンを押下した際に次の質問に遷移するかを選択できること。
		登録できるライフイベントや手続については制限なく、いくつでも登録できること。
	申請書メンテナンス機能	本市で利用しているどのような申請書でもPDF形式とすることでシステムで登録・利用可能なこと。 帳票メンテナンスは職員で行え、特別な知識を必要とせず容易に行えること。
		申請書PDFをオンライン画面から登録・変更・削除・複製できること。 また、申請書様式を差し替える際は、PDFを取り込むだけで申請入力項目の位置や設定情報を引き継ぐことが可能であること。
		取り込んだ申請書PDFを編集し、申請入力項目を作成できること。 申請入力項目作成時は、日付や氏名などのパーツ（ひな形）を割り当てることで直感的、効率的に作成できること。
		日付や氏名などのパーツ（ひな形）は、標準提供されること。 また、パーツは市独自で作成・管理することができ、再利用可能であること。
		取り込んだ申請書のPDFを編集し、入力された情報の印字位置が調節できること。 また、左右揃えなど印字位置調節補助機能を有すること。
		取り込んだ申請書のPDFを編集し、消したい部分を白く塗りつぶしができること。
		申請書の必要書類や申請場所など関連情報を設定できること。
		申請入力時は非表示であるが、受付時に職員が入力できる備考欄を用意できること。
		手続する窓口ごとに表示される申請書を設定できること。
		登録できる申請書については制限なく、いくつでも登録できること。
	入力フォーム機能	入力フォームについて、以下の入力ができること。 ・氏名 ・市内住所 ・市外住所 ・日付入力 ・自由入力 ・数字入力 ・ドロップダウンリスト ・ラジオボタン ・チェックボックス ・住民票コード ・個人番号 ・法人番号 ・学年
		氏名入力と市内外住所入力について、申請書によっては氏名の欄が「氏」と「名」が枠で区切られている場合と区切られていない場合があり、そのどちらの場合でも対応できる入力フォームであること。
		市内住所入力について、住所を入力した際に行政区などの付随情報を自動入力できる入力フォームであること。
		日付入力について、西暦・和暦の入力ができること。 また、現在日を自動入力できること。

	日付入力する項目は、未来日の入力可否や期間等の制御ができること。 (例) ・転入異動日について、届出日から未来日の日付を入力不可とする ・転出異動日について、届出日から1か月先の日付を入力不可とする 等
	ドロップダウンリストについて、階層的に選択肢を絞り込めること。
	学年入力について、生年月日によって自動的に学年を算出できること。
入力フォーム管理機能	申請書の入力フォームを一覧で確認できること。 また、申請書名で絞り込みが行えること。
	申請書の入力フォームについて、一度に庁内申請と事前・完全電子申請のメンテナンスができること。 また、入力フォームは庁内申請のみで受付けるが、電子申請では受付けないなどの設定もできること。
	申請書入力フォームの印字の大きさの調節が可能であること。
	印字可能文字数の調節ができること。また、折り返し機能を有すること。
	申請書の入力フォームについて、必須入力・任意入力設定ができること。
	申請書の入力フォームのメンテナンスの一時保存ができること。 また、任意のタイミングで本番環境に適用できること。
	申請書の入力フォームについて、別言語への切替えその他の適切な方法により多言語対応が可能であること。
	申請書の入力フォームについて、CSVの出力有無を設定できること。
申請管理機能	手続ごとの受付件数や最終更新ユーザー等をデータ出力できること。 ユーザーの所属する課などにより、使用できる申請書の権限設定が行えること。
システム利用者管理	システム利用者管理情報をオンライン画面から登録・変更・削除できること。 システム利用者の情報（ID、パスワード、氏名、部署等）をオンライン画面から登録・変更・削除できること。 その際、有効期限（開始、終了）の設定ができること。
	システム利用者の情報はCSVファイルによる一括取り込みおよび個別に登録・変更・削除できること。
拠点管理	申請受付窓口情報をオンライン画面から登録・変更・削除できること。
SSL暗号化対策	住民側機能および職員側機能に認証機能を持ち、申請等の情報を送受信する際にはSSL等を利用し、通信経路の暗号化を行うこと。
セキュリティ関連	ファイアウォール、ウィルス対策ソフト、ソフトウェア脆弱性対策等、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策が施されていること。
	申請情報を蓄積するデータベース部分は他の契約者と共有せず、論理的に独立性を保持すること。
	住民側が利用するインターネット側のサーバには基本的に申請情報を蓄積しないこと。
	職員が利用する申請情報については、職員が任意で申請情報の保存期間を定めることが出来ること。
	ネットワーク構成等の外部からの攻撃目標となりえる情報が漏れないよう対策をとること。

(別紙) 機能要件一覧表 (窓口)

機能	項目	要件	必須
①庁内向け窓口支援機能（住民の 直接来庁及び②の事前電子申請後の 来庁手続きに対応）	手続案内(質問・回答入力)	手続案内のための質問に回答することで、必要な手続に関する案内ができること。 案内は当該窓口だけでなく他窓口に関する手続も含め、複数の手続が案内できること。 また、案内では申請書だけでなく「〇〇手続のご案内」等の申請書作成を伴わない案内情報も表示できること。	○
		質問に回答する際は「はい」、「いいえ」でのシンプルな回答とすること。 同一画面内に全質問に対する進捗状況が把握できること。 また、これまでの回答も同一画面で確認でき、選択することで当該質問に遷移できること。	○
		必要な手続に関する案内は画面および案内用紙を印刷できること。 また、追加案内ができるよう任意の申請書を追加できること。 案内画面および案内用紙には以下の表示ができること。 ・手続名、必要書類、申請場所、関連情報（注意事項） これらは文字だけでなく、参考画像、PDF、URLの設定が可能なこと。 ・再来庁や次の窓口への手続継続用のQRコード ・案内用紙印刷の際には画像の印刷を含めるか否かを選択できること。	○
		再来庁や前の窓口からの継続手続の場合、案内用紙の手続継続用のQRコードを読み込むことで、手続を継続できること。 また前の窓口からの継続手続の場合、前の窓口で入力した申請情報を引き継げること。 住民のQRコード紛失や機器の故障に備え、氏名カナ等で申請情報を検索し、呼び出せること。	○
		全庁的な展開を想定し、必要な手続に関する案内は基幹系業務だけに限らず、情報系業務についても案内できること。	○
	申請情報入力	手続案内から申請情報入力へは一連の流れでスムーズに行えること。 複数の申請書が必要な場合も、連続して一括で入力が行え、各申請書間で入力情報が引き継げる仕組みを講じてあること。 基本4情報以外であっても共通項目について引き継げること。	○
		申請内容の入力においては、職員および住民が迷わず記載できるように申請書イメージを確認しながら入力できるなどのユーザーインターフェースの工夫がなされていること。	○
		手続案内で示された申請書以外であっても必要に応じて追加・削除し、申請書入力ができること。	○
		全庁的な展開を想定し、基幹系業務だけに限らず、情報系業務についても申請書の入力がおこなえること。	○
	入力補助機能	住所については、郵便番号を選択することにより、町名まで表示させ、住民の入力軽減を図ることができること。 住所は、全国住所辞書等を取り込むことで郵便番号から町名までの表示・入力等を可能とすること。 また、特定の住所を入力した場合、建物名が自動入力されること。 郵便番号が分からない際のために、住所を直接検索する機能も有すること。	○
		申請書入力の際には、「候補」ボタンを選択することで、これまで入力した類似内容が一覧で表示され、その一覧から選択することで当該項目へ入力可能であり、一度入力した内容は二度入力しない機能を有すること。	○
		複数の申請書を入力する必要がある場合、1度記載した届出人4情報などの記載については、2枚目の申請書以降は、既に入力されている状態から申請内容入力が行える機能を有すること。 この設定は4情報に限らず、申請書間で任意に設定可能であること。 また、同一窓口に限らず、他の窓口の申請書へも引き継げること。	○
		日付入力、自由入力、住所入力などの各種入力項目ごとに、適切なユーザーインターフェースをもって、入力を促すことが出来ること。	○
		世帯員等が多く明細行が足りなくなった場合であっても申請書の複写ができること。	○
		住民が住所を記載する箇所については、市外住所だけでなく、市内住所にも対応可能であること。 また、市内住所入力における番地形式は、町名から自動で判定し住民へ適切な番地入力方法を促すシステムとなっていること。（例：1番1、1-1等の形式を正確に入力を促せること） また、1つの町名に複数の番地形式がある住所にも対応できること。	○
		必要に応じて入力項目ごとに必須入力制御を設定することができること。	○
		個人番号や住民票コードにチェックデジットによる入力誤り防止制御を行うように、入力項目ごとに適切な入力補助機能を有すること。	
		本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード）の券面事項を読み込み、申請書へ氏名、住所、生年月日の自動入力ができること。	○
		本人確認書類の券面事項のほかにマイナンバーカードのICチップを読み取ることで申請書へ氏名、住所、生年月日の自動入力ができること。	○
		申請書入力の方法はキーボード入力のほか、タッチパネルモニタでの入力もできること。	○
		申請書入力得手書き入力ができること。 手書き入力誤りの際は、文字を全て削除するほか、1画分だけ戻すことも可能であること。 また、1画分進めることもできること。	○
	署名機能	住民による申請書作成後にタッチパネルモニタで直筆の電子署名が行え、同一窓口で申請したすべての申請書に転記されること。 また、申請書それぞれで電子署名するよう設定できること。 直筆の電子署名は利用するか、しないかも設定できること。	○
	QRコードの読み込みによる、事前申請内容の引継機能	住民の方が「②QRコードを利用した事前電子申請機能（自宅等で事前電子申請後に来庁して手続を継続する）」を実施し来庁した場合、QRコードを読み取ることにより、スムーズにデータが入力された申請書を画面上に表示し、手続を継続できる機能を有すること。その際、閲覧・確認だけでなく、申請内容の修正もおこなえること。	○
	複数の受付カウンターへの対応	申請する窓口カウンターが複数ある場合でも、住民が1度入力したデータは随時活用可能である機能を有し、来庁者が庁内で2度以上同じ入力をする必要がないシステム構成となっていること。	○
	申請書印刷機能	画面上から作成した申請書の印刷が行えること。 申請書は個別または一括でPDF形式でダウンロードできること。	○
	印字調節機能	印字の文字の大きさ調節が可能なこと。	
	ブラウザソフト	一般的なブラウザソフト（GoogleChrome,Edge,safari等）によるLGWAN接続経由での利用ができること。	
	データの取扱い	作成されたデータは一時保存され、任意の期間で削除できる機能を有していること。	○

(別紙) 機能要件一覧表 (事前申請機能)

機能	項目	要件	必須
②QRコードを利用した事前電子申請機能 (自宅等で事前電子申請後に来庁して手続を継続する)	手続案内(質問・回答入力)	住民が電子申請機能を行う前に、自宅パソコンやスマートフォンを利用して手続案内のための質問に回答することで、必要な手続に関する案内を確認できること。 関連する手続が複数ある場合は、複数手続に関する案内を確認できること。 必要に応じ申請書を直接選ぶこともできること。 また案内では申請書だけでなく「○○手続のご案内」等の案内情報も表示できること。	○
		質問に回答する画面では「はい」、「いいえ」でのシンプルな回答とすること。 同一画面内に全質問に対する進捗状況が把握できること。 また、これまでの回答も同一画面で確認でき、選択することで当該質問に遷移できること。	○
		質問に回答する画面では「はい」、「いいえ」だけでなく「わからない」も選択可能な設定ができること。 「わからない」を選択した場合、来庁の際に聞き取りしたのちに回答の修正が行え、必要な手続に関する案内が行えること。	
		必要な手続に関する案内は画面で確認できること。 また、任意の申請書を追加できること。 案内画面には以下の表示ができること。 ・手続名、必要書類、申請場所、関連情報 (注意事項) これらは文字だけでなく、参考画像、PDF、URLの設定が可能なこと。	○
		全庁的な展開を想定し、必要な手続に関する案内は基幹系業務だけに限らず、情報系業務についても案内できること。	○
	申請情報事前入力	住民が来庁前に、自宅パソコンやスマートフォンを利用して申請情報の内容入力を行えること。 手続案内から申請情報入力へは一連の流れでスムーズに行えること。 複数の申請書が必要な場合も、連続して入力が行え、各申請書間で入力情報が引き継げる仕組みを講じてあること。 基本4情報以外であっても共通項目について引き継げること。	○
		手続案内で示された申請書以外であっても必要に応じて追加・削除し、申請書入力ができること。	○
		全庁的な展開を想定し、基幹系業務だけに限らず、情報系業務についても申請書の入力がおこなえること。	○
	入力補助機能	住所については、郵便番号を選択することにより、町名まで表示させ、住民の入力軽減を図ることができること。 転入元、転出先住所は、全国住所辞書等により、郵便番号から町名までの表示・入力等を可能とすること。また、特定の住所を入力した場合、建物名が自動入力されること。 郵便番号が分からない際のために、住所を直接検索する機能も有すること。	○
		申請書入力の際には、「候補」ボタンを選択することで、これまで入力した類似内容が一覧で表示され、その一覧から選択することで当該項目へ入力可能であり、一度入力した内容は二度入力しない機能を有すること。	○
		複数の申請書を入力する必要がある場合、1度記載した届出人4情報などの記載については、2枚目の申請書以降は、既に入力されている状態から申請内容入力が行える機能を有すること。 この設定は4情報に限らず、申請書間で任意に設定可能であること。	○
		日付入力、自由入力、住所入力などの各種入力項目ごとに、適切なユーザーインターフェースをもって、入力を促すことが出来ること。	○
		住民が住所を記載する箇所については、市内住所だけでなく、市外住所にも対応可能であること。 また市内住所入力における番地形式は、町名から自動で判定し住民へ適切な番地入力方法を促すシステムとなっていること。(例：1番1、1-1等の形式を正確に入力を促せること) また、1つの町名に複数の番地形式がある住所にも対応できること。	○
		必要に応じて入力項目ごとに必須入力制御を設定することができること。	○
		個人番号や住民票コードにチェックデジットによる入力誤り防止制御を行うように、入力項目ごとに適切な入力ができるようになっていること。	
	QRコード出力	申請書に関する情報並びに手続案内に関する質問回答などをQRコードで出力できること。 住民は、出力されたQRコードをメールによる受信保存ができること。 なお、QRコードのデータは暗号化しており、窓口受付時に復号できることとする。 またQRコードは住民だけでなく職員にも同時に送信する設定ができること。	○
		住民にQRコードを確実に届けるため、住民が入力したメールアドレスが正しいことを確認するための機能を有すること。	○
	ブラウザソフト	特別なソフトウェアを導入することなく、自宅パソコンやスマートフォン等の一般的なブラウザソフト (GoogleChrome, Edge, safari等) によるインターネット接続経由での利用ができること。	○
	データの取扱い	インターネット上で作成されたデータはQRコード作成後に自動的に削除できる機能を有していること。	○

(別紙) 機能要件一覧表 (電子)

機能	項目	要件	必須
③完全電子申請機能（マイナンバーカード利用可）	手続案内(質問・回答入力)	住民が電子申請機能を行う前に、自宅パソコンやスマートフォンを利用して手続案内のための質問に回答することで、必要な手続に関する案内を確認できること。 関連する手続が複数ある場合は、複数手続に関する案内を確認できること。 必要に応じ申請書を直接選ぶこともできること。 また案内では申請書だけでなく「〇〇手続のご案内」等の案内情報も表示できること。	○
		質問に回答する画面では「はい」、「いいえ」でのシンプルな回答とすること。 同一画面内に全質問に対する進捗状況が把握できること。 また、これまでの回答も同一画面で確認でき、選択することで当該質問に遷移できること。	○
		必要な手続に関する案内は画面で確認できること。 また、任意の申請書を追加できること。 案内画面には以下の表示ができること。 ・手続名、必要書類、申請場所、関連情報（注意事項） これらは文字だけでなく、参考画像、PDF、URLの設定が可能なこと。	○
		全庁的な展開を想定し、必要な手続に関する案内は基幹系業務だけに限らず、情報系業務についても案内できること。	○
	申請方法判別機能	住民がマイナンバーカードを利用した電子申請が可能かをシステムのガイダンスで判別することができること。その結果マイナンバーカードが失効している住民やカードを持っていない住民に対しても、来庁必須の事前申請を行えるようナビゲートする機能を有していること。	○
		マイナンバーカードを利用した電子申請が可能な場合、JPKIにより個人認証を行い、電子申請が行えること。	○
	申請情報入力	住民が自宅パソコンやスマートフォンを利用して申請情報の内容入力を行えること。 手続案内から申請情報入力へは一連の流れでスムーズに行えること。 複数の申請書が必要な場合も、連続して入力が行え、各申請書間で入力情報が引き継げる仕組みを講じてあること。 基本4情報以外であっても共通項目について引き継げること。	○
		手続案内で示された申請書以外であっても必要に応じて追加・削除し、申請書入力ができること。	○
		全庁的な展開を想定し、基幹系業務だけに限らず、情報系業務についても申請書の入力がおこなえること。	○
	入力補助機能	住所については、郵便番号を選択することにより、町名まで表示させ、住民の入力軽減を図ることができること。 転入元、転出先住所は、全国住所辞書等により、郵便番号から町名までの表示・入力等を可能とすること。また、特定の住所を入力した場合、建物名が自動入力されること。 郵便番号が分からない際のために、住所を直接検索する機能も有すること。	○
		申請書入力の際には、「候補」ボタンを選択することで、これまで入力した類似内容が一覧で表示され、その一覧から選択することで当該項目へ入力可能であり、一度入力した内容は二度入力しない機能を有すること。	○
		複数の申請書を入力する必要がある場合、1度記載した届出人4情報などの記載については、2枚目の申請書以降は、既に入力されている状態から申請内容入力が行える機能を有すること。 この設定は4情報に限らず、申請書間で任意に設定可能であること。	○
		日付入力、自由入力、住所入力などの各種入力項目ごとに、適切なユーザーインターフェースをもって、入力を促すことができること。	○
		住民が住所を記載する箇所については、市内住所だけでなく、市外住所にも対応可能であること。 また、市内住所入力における番地形式は、町名から自動で判定し住民へ適切な番地入力方法を促すシステムとなっていること。（例：1番1、1-1等の形式を正確に入力を促せること） また、1つの町名に複数の番地形式がある住所にも対応できること。	○
		必要に応じて入力項目ごとに必須入力制御を設定することができること。	○
		個人番号や住民票コードにチェックデジットによる入力誤り防止制御を行うように、入力項目ごとに適切な入力ができるようになっていること。	
		マイナンバーカードの券面情報を自動的に入力する機能を有すること。 またその情報は修正できないよう制御すること。	○
	申請関連書類添付機能	電子申請においては添付ファイル機能を有し、自宅から申請を行う住民が関連書類も同封した形で申請行為を行えること。 書類の送付方法としては、データ送付と郵便送付のどちらが選択できること。	
	オンライン決済機能	証明書発行手数料と郵送料の支払いについてオンライン決済ができること。 郵送方法については、速達や簡易書留など選択できること。	
	びったりサービス連携	国が用意している電子申請サービス「びったりサービス」と併用して使える電子申請システムであること。 また、びったりサービスAPIを活用することにより申請データが「びったりサービス」同様にLGWAN系のマイナポータル申請管理システムで管理できること。 更には行政手続オンライン化による基幹系の申請管理システムへデータ連携可能であること。 この場合、同一手続において複数申請書がある場合であっても、同一手続IDで連携・管理することができること。	○
	スマートフォン用アプリケーションソフト	電子署名用のスマートフォンアプリについて、iOS・Androidに対応していること。 また、iOSとAndroidを識別し、それぞれ適切な案内ができること。	○
	ブラウザソフト	特別なソフトウェアを導入することなく、自宅パソコンやスマートフォン等の一般的なブラウザソフト（GoogleChrome,Edge,safari等）によるインターネット接続経路での利用ができること。	○
	データの取り扱い	作成された申請書データはびったりサービスに送信後、削除できる機能を有していること。	○
決済連携機能	決済代行サービス連携	電子申請時に必要な手数料などの支払いについて、金額明細を市が別途契約を締結する決済代行会社に受け渡すAPIの機能を実装していること。	